

岩手県告示第58号

公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年岩手県条例第36号）第3条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年1月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 管理を行わせる公の施設の名称 岩手県営屋内温水プール
- 2 指定管理者として指定したものの住所及び名称
  - (1) 住所 東京都中央区新川一丁目21番2号
  - (2) 名称 セントラルスポーツ株式会社・株式会社盛岡総合ビルメンテナンスグループ
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで